

1. 史跡武蔵国分寺跡周辺エリアのまちづくり(平成31年2月素案時)

● 史跡武蔵国分寺跡周辺エリアでは、史跡の整備とともに周辺の観光資源を活かした観光の活性化や本市の魅力を高めるためのまちづくりを推進しています。まちづくりの方向性と実施方針の実現のため、都市計画で目指す目標を下記のとおり素案として整理しています。

都市計画で目指す目標

全体

- 1 崖線の緑や農地の保全, それらと住宅が調和したゆとりある住環境の維持・向上
- 2 低層住宅の良好な住環境と調和した小規模店舗等の誘導による地域 住民や史跡来訪者の利便性の向上
- 3 沿道空間における緑の創出,史跡や崖線の緑と調和した景観の創出 史跡整備の推進による魅力ある歴史文化の拠点の形成

低層住宅・小規 模店舗調和地区

史跡地区

良好な住環境の維持や、地域住民や史跡来訪者の利便性の向上等による

模店舗調和地区 市内外の人が史跡とともに立ち寄れる魅力ある空間の創出 農住調和地区 農地と調和した住環境の保全や景観形成による良好な住環境の形成

崖線緑保全地区

人々に潤いとやすらぎを感じさせる空間としての緑の適切な保全

都市計画を決定・変更するエリア 崖線緑保全地区 西元町一丁目 E:::: 国分寺街道及び国 3・4・11 号線周辺 まちづくり推進地区 市道幹2号線(元町通り) 低層住宅・小規模 店舗調和地区 市道幹1号線 府3・2・2の2 50 100m 30M 都市計画を決定・変更するエリア 史跡地区 農住調和地区 地区区分 ※都市計画を決定・変更するエリアや地区区分は、地形地物や敷地境界により明確に区分するため、 まちづくり実施方針等のゾーン区分から一部変更をしています。

都市計画素案の説明資料「史跡武蔵国分寺跡周辺エリアのまちづくり都市計画素案について」(平成 31 年 2 月) に 国分寺街道及び国 3 · 4 · 11 号線周辺まちづくり推進地区を加筆

※なお、当該エリアにおけるまちづくりの検討は、令和2年1月時点ではその都市計画原案の作成・公告まで、 都市計画法及び国分寺市まちづくり条例に基づく都市計画決定等の手続きが進んでいます。

2. まちづくり協議会設置要綱

国分寺街道及び国3・4・11号線周辺まちづくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 国分寺街道及び国3・4・11号線周辺地区(国分寺市まちづくり条例(平成16年条例第18号。以下「条例」という。)第20条(まちづくり推進地区の指定等)第1項に規定するまちづくり推進地区として平成29年告示第30号により公告された地区をいう。以下同じ。)について,条例第21条(推進地区まちづくり協議会)第1項の規定に基づき,国分寺街道及び国3・4・11号線周辺まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 協議会は,国分寺街道及び国3・4・11号線周辺地区の推進地区まちづくり計画(条例第12条(まちづくり計画)第1項第4号に規定する推進地区まちづくり計画をいう。)の案の策定に関し,次に掲げる事項について検討し,その結果を市長に報告する。
 - (1) 土地利用に関する事項
 - (2) 緑・景観形成に関する事項
 - (3) 安全で安心なまちづくりに関する事項
 - (4) その他良好なまちづくりの推進に関する事項

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる委員18人以内をもって組織する。
 - (1) 公募により選出された市民 2人以内
 - (2) 国分寺街道及び国 3 ・ 4 ・ 11号線周辺地区に関係する自治会又は町内会の推薦を受けた者 6 人以内
 - (3) 国分寺街道及び国3・4・11号線周辺地区及び周辺の商店会の推薦を受けた者 3人以内
 - (4) 識見を有する者 3人以内
 - (5) 市の職員 4人以内

(任期)

- 第4条 委員の任期は、第2条の推進地区まちづくり計画の決定をもって終了する。
- 2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き,委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第7条 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。 (庶務)

第8条 協議会の庶務は、まちづくり部まちづくり推進課において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

3. まちづくり協議会委員名簿

(平成 29 年度)

(敬称略)

役 職	氏 名	所属等	区分
会 長	みやした きょえ 宮下 清栄	法政大学 デザイン工学部 都市環境デザイン工学科 教授	4号
副会長	z th Ott L 江守 央	日本大学 理工学部 交通システム工学科 助教	4号
委 員	たか しま せいさぶろう 高島 成三郎	公募市民	1号
	^{わだ あつし} 和田 淳	公募市民	1号
	小笠原 鐵治	南町二丁目町会	2号
	とよだ じゅんこ 豊田 淳子	国分寺南口町会	2号
	原俊男	元町親交会	2号
	ELAE ENL 本多隆	元町自治会	2号
	ほんだ まさる 本多 勝	元町自治会	2号
	もりした かずひと 森下 和仁	元町親交会	2号
	こばやし おさむ 小林 治	国分寺駅南口商店会	3号
	^{US # # # # # # # # # # # # # # # # # # #}	東元町商店会	3号
	sucl Dostan 吉越 啓隆	国分寺南栄商店会	3号
	ながしま つよし 長島 剛	多摩信用金庫 価値創造事業本部 地域連携支援部長	4号
	水越寿男	国分寺市政策部長	5号
	おがわ けいいちろう 小川 恵一郎	国分寺市市民生活部長	5号
	^{なかむら} ひでお 中村 秀雄	国分寺市まちづくり部長	5号
	大澤 康雄	国分寺市建設環境部長	5号

※ 1号委員:公募により選出された市民 2号委員:自治会又は町会の推薦者

> 3 号委員:商店会の推薦者 4 号委員:識見を有する者 5 号委員:国分寺市の職員

(平成 30 年度)

(敬称略)

役 職	氏 名	所属等	区分
会 長	みやした きょえ 宮下 清栄	法政大学 デザイン工学部 都市環境デザイン工学科 教授	4号
副会長	z th Otel 江守 央	日本大学 理工学部 交通システム工学科 准教授	4号
委 員	th Ls the sage in the sage is the sage in	公募市民	1号
	^{わだ あつし} 和田 淳	公募市民	1号
	小笠原 鐵治	南町二丁目町会	2号
	とよだ じゅんこ 豊田 淳子	国分寺南口町会	2号
	原 俊男	元町親交会	2号
	本多隆	元町自治会	2号
	本多 勝	元町自治会	2号
	もりした かずひと 森下 和仁	元町親交会	2号
	こばやし おさむ 小林 治	国分寺駅南口商店会	3号
	^{US 28 か}	東元町商店会	3号
	ましこし ひろたか 吉越 啓隆	国分寺南栄商店会	3号
	かわぐち ゆきこ 川口 幸子	多摩信用金庫 価値創造事業本部 地域連携支援部長	4号
	しおのめ りゅういち 塩野目 龍一	国分寺市政策部長	5号
	が川 恵一郎	国分寺市市民生活部長	5号
	藤原 大	国分寺市まちづくり部長	5号
	大澤 康雄	国分寺市建設環境部長	5号

※ 1号委員:公募により選出された市民 2号委員:自治会又は町会の推薦者

> 3 号委員:商店会の推薦者 4 号委員:識見を有する者 5 号委員:国分寺市の職員

国分寺街道及び国 3 · 4 · 11 号線周辺 まちづくり計画 _{令和 2 年 2 月}

発 行/国分寺市 まちづくり部 まちづくり推進課 〒185-8501 国分寺市戸倉1丁目6番地1 電話 042-325-0111 (内線456)

